

◎新潟県告示第349号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、十日町市の十日町農業振興地域（平成8年新潟県告示第1076号）、川西農業振興地域（平成6年新潟県告示第1082号）、中里農業振興地域（昭和50年新潟県告示第573号）、松代農業振興地域（昭和61年新潟県告示第837号）、松之山農業振興地域（昭和47年新潟県告示第349号）の区域を次のとおり変更する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更した地域の名称

十日町市農業振興地域

2 区域

十日町市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図。以下同様。）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び十日町地域振興局農業振興部で縦覧する。

3 変更年月日

令和4年3月29日